

浄化槽の適切な管理できれいな水環境を守りましょう！

浄化槽は、微生物の働きにより、家庭からの生活排水等をきれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの生活排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、生活排水を適正に処理してから放流することが大切となります。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう。

浄化槽に必要な3つの維持管理

1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や内容は、浄化槽の種類や大きさにより異なります（一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上）。埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者と契約のうえ行ってください。保守点検業者については、県水環境課のホームページをご確認ください。

2 清掃

浄化槽にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

町許可清掃業者

- 益榮商事(株) ☎581・1745
- (株)ロビン ☎584・2644

3 法定検査

設置後の検査（「浄化槽法」第7条検査）

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月の間に行わなければなりません。

定期検査（「浄化槽法」第11条検査）

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が機能を十分発揮しているかの検査を、年1回行います。検査結果は、浄化槽管理者（使用者）や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。法定検査の手続きは、指定検査機関で行ってください。

指定検査機関

- (一社)埼玉県浄化槽協会 ☎501・5707

※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用（手数料）がかかります。

浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレトーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- プロウ（浄化槽に空気を送る機械）の電源は切らないでください。

浄化槽に必要な届出・報告

- 浄化槽の設置、開始、廃止等を行うときには、手続きが必要です。詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

ご活用ください！ 浄化槽設置整備事業補助金

補助対象区域内において、自ら居住する専用住宅に設置されている単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を、合併処理浄化槽に変更しようとする方（住宅の所有者、世帯主等）を対象に、その費用の一部を補助します。

※補助対象区域および補助金の交付条件等がありますので、申請前に生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

浄化槽は町が設置・維持管理！ 寄居町公設浄化槽事業

町では生活排水処理対策として、公設浄化槽事業を実施しています。

事業区域内の個人住宅等に対して、工事費の一部を分担金としてご負担いただき、町が主体となって浄化槽の設置を行います。設置後は、使用者の皆さんから維持管理費用として使用料を納めていただき、町が浄化槽の維持・管理を行います。

事業区域

用土区域（2区、3区、4区および5区の一部）、鉢形区域（二部地域）、赤浜区域（一部地域）

対象

- くみ取り式のトイレを使用しており、水洗トイレ化を希望される方
- 単独処理浄化槽を使用しており、老朽化・故障等により浄化槽の入れ替えを希望される方等

町生活環境エコタウン課

☎581・2121内線223・224

10月は骨髄バンク推進月間です！

骨髄バンクは、白血病をはじめとする血液疾患の治療のため、骨髄移植等が必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。

毎年、数万人の方が白血病等の重い血液の病気と診断され、そのうち約2000人の方が骨髄バンクドナーからの移植を望んでいます。一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠である中で、特

に若い世代の方のドナー登録が少ない状況です。ドナーになるには、事前に約2mLの採血することで登録できます。

寄居町骨髄移植ドナー支援事業

町ではドナー登録後、実際に骨髄等を提供された方に対して、助成金を交付する事業を実施しています。

- ▼ 対象／寄居町の住民基本台帳に記載されている方で、（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄等の提供を完了した方

※国、地方公共団体、独立行政法人およびドナー休暇の取得が可能な事業所に勤務する方は除きます。

▼ 助成金額／1日当たり2万円

※1回の提供につき7日を上限

- ▼ 申請期限／骨髄等の提供が完了した日から原則90日以内

- ▼ その他／必要書類等の詳細は、健康づくり課へお問い合わせください。

申請健康づくり課

☎581・2121内線216

町教育委員会では、教育委員会の諮問に応じ、社会教育について意見を述べる社会教育委員を設置しています。委員の任期満了に伴い、公募を行います。

募集します！ 寄居町社会教育委員

- ▼ 応募資格／町内に住所を有する満20歳以上の方で、社会教育に関心があり、町のほかの審議会等の公募による委員になっていない方

▼ 募集人員／2人

- ▼ 任期／2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

- ▼ 会議／年2回程度（平日の日中開催、2時間程度）および研修会等への参加

▼ 報酬／町の規定に基づき支給

- ▼ 応募方法／生涯学習課で配布する応募用紙に必要事項をご記入のうえ、添付書類と併せて同課へ直接、または郵送、Eメールでご応募ください（Eメールの件名は「応募 寄居町社会教育委員」としてください）。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

- ▼ 添付書類／「私が考える寄居町の社会教育」をテーマとした意見、考えをまとめたもの（800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成する場合は、A4判1枚で印刷できる設定）。

Eメールに添付する場合は、ワード形式のファイルとしてください。

▼ 募集期限／11月22日（金）必着

※郵送の場合は消印有効

※Eメールの場合は送信日有効

※持参の場合は開庁日にお持ちください。

- ▼ 選考方法／応募理由や作文から推量される考え方を考慮し、審査により決定します。

- ▼ 選考結果／応募者全員に文書で通知します。

▼ 提出先・問い合わせ

生涯学習課

〒369-1292 住所記載不要

☎581・2121内線532

✉sg16lgg@town.yorii.saitama.jp



日本骨髄バンク

まずは、骨髄バンクについて考えてみませんか。
詳細は（公財）日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。

